

# 第279回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第279回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成25年9月13日（金）14:24～16:12  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務（経済産業省）
- 空港有害鳥類防除業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（経済産業省）

大臣官房 情報システム厚生課 日下室長、下堀課長補佐、小林課長補佐、伊臣課長補佐、  
小野塚専門職、鈴木係長

（国土交通省）

航空局 交通管制部 運用課 辻課長、沖津運用調整官、三好専門官

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから「第279回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は2件ございまして、初めに経済産業省さんの「電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務」の実施要項（案）、もう一つが国土交通省さんの「空港有害鳥類防除業務」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、経済産業省さんの「電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

経済産業省大臣官房情報システム厚生課、日下室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でよろしくお願ひしたいと思います。

○日下室長 ただいま御紹介いただきました経済産業省大臣官房情報システム厚生課情報システム室長の日下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、このような機会をお与えいただきまして、まことにありがとうございます。我々といたしましても、適正な調達に努めたいと思っておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、担当より実施要項（案）について御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○小林課長補佐 経済産業省大臣官房情報システム厚生課の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、実施要項につきまして説明のほうをいたします。ページは、右下のほうに68分のということで通し番号を書いていますので、随時そちらのページのほうを申し上げますので、そちらをごらんいただければと思ひます。

まず最初に、通し番号の2ページ目、1 趣旨のところですが、競争の導入による公共サービスの改革については、法の趣旨に基づいて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものと理解しております。経済産業省としましても、公共サービス改革基本方針などに従いまして、本日御説明させていただく業務について、この民間競争入札の実施要項（案）を作成しています。

続きまして、項番2、今回の経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務の内容と、その実施に当たって確保されるべき質について御説明させていただきます。

まず、（1）の本業務の概要についてですけれども、経済産業省のほうでは、所管手続のオンライン化を図るため、平成13年12月以降、汎用電子申請システムの運用を行ってまいりました。平成19年3月からは、各府省の行政手続を一元的にオンラインで受け付ける総務省のe-Gov電子申請システムを窓口システムとして連携して、申請内容の審査・管理を行うものとして、これまで運用してきております。

本システムは、ハードウェアが本年度、更新時期を迎えます。それから、ソフトウェアのほうは現在、運用以来、改修を重ねてはいますけれども、当初から大規模なつくり変えはしていませんので、これ以上メンテナンスしていくことは技術的にもかなり負荷が高いも

のようになってきていますので、本年度内にシステム全体を刷新することとしております。現行システム同様、新システムもオンラインの申請を原則24時間365日受け付けることとしております。

また、速やかに処理できるように、安定した運用が求められています。仮にシステムに障害が発生しますと、当省の業務に支障が生じるだけでなく、企業活動等に多大な影響が出ることにもなりかねないところです。このため本業務では、システムを安定稼働させるために必要な設定を行って、稼働状況の監視、障害対応などの運用に係る業務及びシステムに係る問い合わせ対応等の技術支援を行っていただくものとしています。

続きまして、このページから次のページにかけて、本システムの規模について記述していますので、そちらのほうを御説明いたします。

まず、システムを構成する機器としましては、業務を管理する業務アプリケーションサーバ、これは実運用に用いる本番系と、動作確認とか研修等で用いるテスト系、各1台ずつ。それから、e-Govと接続する窓口連携サーバ、こちらも本番系とテスト系、各1台ずつ設置する予定です。あとは、稼働監視のサーバとかバックアップのサーバ等、こちらに記述してあるとおりの内容で導入します。これらの機器を用いまして、年間数万件の電子申請に対応することが可能と考えております。

続きまして、(3)のシステムの運用支援業務の内容のほうを御説明いたします。本業務は、システムの運用、システムの技術支援、セキュリティ管理、その他の項目に区分することができます。こちらの具体的な運用フローにつきましては、通しページ28から33ページにかけて別紙3として掲載しております。ここの説明では、こちらの要項の本体のほうに沿って説明させていただきます。

まず、ア．システムの運用についてですが、(ア)本システム全体の稼働状況を定期的に、また必要が発生した場合は必要に応じて確認していただく。それから、問題を発見した場合には、速やかに当省担当職員に報告し、必要な対応を行うことをお願いしております。

また、(イ)としまして、本システムと連携しているe-Gov及び省内のシステムとの間で異常が発生した場合について、問題切り分けなどの対応をしていただくことをお願いしております。

以下、担当職員の指示に従って、本システムの設定変更の作業、プログラムの動作検証のための環境整備、性能の監視・分析、それから電子申請の受付件数の確認を行っていただくということをお願いしております。あとはオンライン申請の手続の種類が増えることがあります。手続の担当課室の求めがあれば、e-Govに電子申請の案内の掲載をします。その掲載するための様式の作成とか修正、テスト環境での検証等を行っていただくことをお願いしています。

続きまして、イ．システムの技術支援ですけれども、(ア)としまして、私たち担当職員や本システムを利用する利用者からの操作等の問い合わせに、必要な調査を行い、回答

していただくということをお願いしております。

次のページの（イ）は、e-Govの運用センターから私たちに連絡があつて、問い合わせが来ることがありますので、そちらの回答のための調査を行っていただくことをお願いしております。

（エ）に、本システムのOS及びサーバソフトウェアのバージョンアップ作業とか、パッチを当てる作業に際して、担当職員に手順等の提案をしていただいて、指示に従って、そちらの検証等の作業を行っていただくことを考えております。

続きまして、ウ．セキュリティ管理についてですが、本システムで利用している情報システム上、必要な修正プログラムが公開されることがありますので、このような情報を収集・確認していただいて、システムに適用しても動作上、支障がないかどうかという検証を行っていただきます。また、ウイルス対策ソフトウェアを導入しますが、最新の状態に更新しておかなければいけないので、ウイルス等の感染のリスクが高くなるないように、最新の状態であることを保つように、監視とか、そのためのパターンファイルのアップデートの作業をしていただくことを想定しています。

エ．その他には、日々の業務報告とか月次報告義務について記載しております。

オ．常駐場所としましては、私たちの執務室である経済産業省大臣官房情報システム厚生課情報システム室内ということで考えております。

それから、（４）確保されるべき対象業務の質について記載しています。ここでは、初めに、業務の性質上、継続的にサービスを提供することが重要である旨を記載しております。確保されるべき公共サービスの質に係る達成目標を定める必要があり、管理指標を設定して、当省との間でサービスレベルアグリーメントを締結していただく予定です。

次のページ、通し番号５ですが、イでシステムの稼働率、ウで障害復旧時間を記載しております。これらは、次の６ページに表１として、システムを構成するサーバと、それらに係る稼働予定時間とか稼働率の設定値をまとめて記載しております。システムの構成としては、業務の継続性を確保するために冗長化構成をとることを想定していますので、その点を考慮して少し細かい目の記述をしています。復旧時間とか稼働率は、要望があまり厳しくならないように、例えば業務の継続性が確保されればいいので、サーバはテスト系を待機系として使って本番運用しているときは、テスト系の稼働停止とはみなさないとか、極力条件が厳しくならないように考えて設定しております。

障害復旧時間も、夜間等、対応が発生する場合もないとは限らないですけども、そちらのほうは障害復旧時間に含めなくてよいということを説明しています。

６ページのカで、担当職員に対して行うアンケートの項目について記載しております。アンケート自身は、通し番号２７ページに別紙２として記載しております。こちらのほうは、ほぼ満足に近いレベルの値を目指していただきたいということでスコアを設定しております。

続きまして、通し番号７ページで問題解決率ということで、担当職員及び一般職員から

照会のあった事項に対して、解決されるべき程度を提示しております。

クで、システムデータの申請データの定時バックアップ。

ケで、ウイルス情報の把握、コンピュータウイルスに感染する脅威が認められた場合の対応。

コは、ウイルスの定義ファイルの更新について、それぞれ必要と考えられる質について記載しております。

(5)では、支払の方法について記載しております。今回の契約の形態は、業務請負契約でございます。

通し番号8ページで、実施期間に関する事項がありまして、今回の契約期間は平成26年4月1日から30年3月31日までの4年間を予定しております。これらは、ハードウェアの更新タイミングを考慮した上で設定したものです。

4番目に、入札参加資格に関する事項を記述しています。当省で通常提示しております記載内容に合わせております。

その中で(5)に、情報セキュリティマネジメントシステム、または個人情報保護マネジメントシステムの国際標準に適合している旨、第三者認証を受けていることを必須としております。これらで、情報管理について最低限のマネジメントができることを期待しているものでございます。

(7)では、単独で本件業務を行うことが難しい場合は、共同事業体として実施も認めるという旨を記載しております。

続きまして、通し番号9ページの5 入札に参加する者の募集に関する事項ということで、(1)として、一般に求める意見招請の官報公示から契約締結までのスケジュールを記載しております。

続きまして、通し番号10の6で、実施者を決定するに当たっての評価基準等を記載しております。今回、総合評価落札方式による決定を予定していますので、入札価格による得点、提案書の技術的評価に基づく得点の合計点で実施者を決定します。技術評価に当たりましては、中立性・公正性を確保するために当省のCIO補佐官にも評価プロセスに参加してもらうように考えております。

続きまして、入札価格の評価方法につきましては、11ページのエに記載しています。

それから、技術評価に関するところにつきましては、加点等の考え方はカに評価項目ということで記載しております。

通し番号12ページ、(4)に落札者の決定に関する考え方を記載しております。

通し番号13ページの7では、本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示ということで、通し番号23から26ページ、別紙1として情報を載せております。

次の8で、利用できる設備について記載しています。

それから、9の(1)で当省に対して報告していただく事項、15ページの(2)では守秘義務、それから情報セキュリティの考え方について記載しております。

通し番号16の（3）では、業務の開始、権利の譲渡。

次の17ページには、瑕疵担保責任とか第三者への委任、または請負、契約内容の変更・解除。

次のページで、違約金等、その他契約に係る必要な事項を記載しております。

シで、現在の請負業者からの引継ぎと、次期請負業者への引継ぎに関する必要な事項を記載しております。

通し番号19ページの10で、第三者に損害を加えてしまった場合の考え方について。

11では、法に基づく本業務の実施状況の評価の考え方について記載しております。

通し番号21ページの12の（1）で、監理委員会への御報告について記載しています。

（2）として、法令の規定による責務。

（3）として、著作権についての考え方。

それから、（4）で調達仕様に記載する仕様に基づいて業務を実施する必要がある旨を記載しております。

実施要項につきましての説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○石堂主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました中身につきまして、質問あるいは御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。はい。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

今の実施要項の直接の内容ではないのかもしれないのですが、この業務は長年にわたって一つの会社がずっと受託していて、応札者数も1者であり、説明会も二、三者しか来ない。業務自体は特殊なように思えないのですけれども、まず経済産業省さんとして、その理由をどうお考えかということと。

もう一つお聞きしたいのですが、結構長い期間、一事業者がやっているとなると、このシステムをつくったり、いろいろ更新もされている。そのシステムの構築とか更新業務にずっと1者入札でやっている業者というのは、どうかかわっているのかということをお聞きしたいのと。

もう一つ、情報開示の23、24ページを見ると、とてもシンプルな情報開示で、これだと1人の人間が常駐して、その人間のコストしかお金は発生していませんと読めてしまうのですが、それはそれでいいのかということ、大きく分けて3点ぐらい教えていただければと思います。

○石堂主査 では、よろしくお願ひします。

○小林課長補佐 まず最初の、1者入札で推移してきたことをどう分析しているかということですが、現在、運用支援業者は、アプリケーションの開発とか機器導入を当初からやっている業者がこれまでやっけていまして、アプリケーションの開発機器導入を行っていない事業者から見ると、どうしても開発や機器導入を行った事業者に比べて、システムに関する情報とか知見が比較的少ないので、実施リスクが高いと判断されてしまうと思

っています。システムを運用したときのリスクを見込んでトータルコストを見積もると、どうしても現行業者というか、入っている業者に比べて高めになってしまうので、結局、応札するメリットがないと判断されてしまうのではないかと分析しています。

こちらとしましても、これまでも仕様書とかマニュアルとか運用手順書は、応札を希望される方には閲覧していただいて、情報は公開するようにしているのですが、最終的には現行の業者がずっと続いてしまっているところが現状です。

続きまして、これまで機器の更改とかシステムの改修とかでずっと1者だったかというところ、実は21年度の更改のときには別の業者が来て、ハードは現行業者が入れているのですが、その乗せかえのための検証とか、新しい機器に合わせた必要な改修につきましては、ほかの業者が入ってきたこともあります。実際に受注もしております。その業者が継続的に次の改修のときに応札に応じたかというところ、実は応じていなくて、その辺は完全にこの10年間、1者しかやっていないわけではないので、過去には別業者が入ってきたという事例はございます。

3点目の23ページ、24ページのコストで、常駐は現在1名なのですが、仕様書の中でも必ずサポート体制を敷いてもらうよう要求しています。サポートメンバーが技術的なサポートを行い、常駐の人が対応できないときに質問に答える、もしくは調査のフォローをする要員の体制を組んでくれると言っていますので、費用としましては、常駐要員、プラスサポート要員。あと、常駐の人間がこちらに来られない場合は、代替要員として代わりの者がいるように、時間内は人がいるようにと言っていますので、そういう全体の体制を含めての金額ということで、こちらのほうも考えております。

以上です。

○井熊副主査 ありがとうございます。そうすると、今回、この運用業務をこれからも意見を得て実施する。それはそれで仕方がないのかと思うのですが、1者実質独占みたいな形でやっている状態を改善するのは、この運用業務だけ改善しても仕方がなくて、開発業務も含めて、全体として独占状態をどういうふうに解決していくのかということ、経産省さんとして対策を考えることが必要なように思います。

○下堀課長補佐 若干補足しますと、実はシステムの開発のほうは我々も問題意識を持っていて、問題意識というのは、1者に独占されて、ずっとそこが高コスト体質で、そこに高いお金を払ってしまうことは、それはゆゆしきことだと我々としても認識しています。したがって、これはシステムそのものの構築は実は本年度スタートしているところなのですが、その調達に当たっては、さまざまな業者が入れるような仕組みを1年2年かけてきちんと検討してまいりました。

結果として、今までずっと構築し、運用していた業者と違うところと契約を結んで、本丸の構築業者を変えて、さらに技術としても、特定の事業者しかできないような仕組みではなくて、ほかのより汎用的な技術を使った仕組みに変えるように、我々としてもそういう仕様としている。したがって、運用業者も特定の業者に限らず、さまざまところが入



れるような検討というか、改革を既にやったところでありますので、次回はこちらの運用のほうも、そういう意味では1者に縛られないようなことになるのではないかと我々としても考えています。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 今のところなのですけれども、A-2の通し番号2ページなのですけれども、今おっしゃった、25年度中にアプリケーションとハードウェアを全面的にシステム刷新するという記述があります。

他方で、通し番号9ページにおいては、括弧内で、従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、サービスの設計書等については閲覧可能であるということなのですが、25年度中にシステムが全部刷新されるのであれば、従来の情報だけ開示しても、運用支援を行う業者さんにとっては、新しく変わったシステムをどう運用支援していくかというところで情報に不足があると思いますので、9ページの従来の当該業務というところを、今回、25年度中に調達されているのであれば、そちらに書かれている仕様書の内容とかシステムの内容も少し開示していただいて、いろいろな業者さんが参入できるように工夫いただきたいということと。

あわせて、23ページの従来業務実施状況が、25年度中にシステムが大きく刷新されるのであれば、この内容は過去のもので、25年度中にシステムの刷新があるということの注意書きは少し入れていただければと思います。

○日下室長 ありがとうございます。御指摘を踏まえて修正を考えたいと思います。

○石堂主査 今の御意見の追加みたいになるのですが、要するに入札説明会もやられるので、ここに書かれた情報開示が決して限定列举でないということで、参加されたい業者が欲しい情報は、基本的にそれが法令等に抵触しない限り全部出していきますよというのを、この要項に書き込んでいただきたい。ですから、今、新しい情報に変えるべきだということもありますし、これ以外の情報で欲しいものがあればどうぞというスタンスを、要項の中に書き込んでいただければありがたい。

○日下室長 ありがとうございます。我々としては、求められる情報はなるべく開示したいと思っておりますので、ぜひそのような形に工夫したいと思います。

○石堂主査 ほかの委員、いかがですか。

○大山専門委員 今のお話にも関係するのですが、新しいシステムになるということですね。そうすると、一般的にはよほど大きな考え方の変更がない限りといいますか、新しくなるのだから変わってしまうと思うのですけれども、今の運用に関するマニュアルとか、それとは基本的に違うことになるのではないかと。それは、まだできていないのではないかと。思うのですけれども、その辺に対してはどういう工夫をしているのでしょうか。今回の説明について。今のものを見せて云々ということは、今度の入札しようとする人にとっては、それを見てもしょうがないという話になってしまうのか、かなり役に立つと、何かお伝えになるのか、その辺の工夫を教えてください。

もう一点は、通しページ3ですが、(3)のアの(ク)と(ケ)です。特に(ケ)が気になるのですけれども、電子申請の様式の新規作成・修正を行い、テスト環境で検証を行うと書いてあるけれども、これをやれるツールか何かが準備されていて、それは特段の知識がなくても、普通のここで要求している知識と経験を持っている人だったら、簡単にできますよというのが何かないと、普通、これを見たときに、どういうソフトでやっているのか、あるいはどうやってやるのか、かなり心配になる。質問が来ているのではないか、普通だったらするのではないかと思うのです。これは一例で、アプリケーションソフトに近ければなおのことなので、その辺の説明ぶりをちょっと確認させていただきたいと思います。

○小林課長補佐 今の資料が有用か、有用でないかというところは、システムのアプリケーションとかハードウェアというのは変わってしまうのですけれども、まず業務の流れとかですね。実際、電子申請システムの機能そのものは大きくは変わらないので、そういう意味では日々どんな作業をしているとか、どんな基準とか、あと業務仕様のな部分は今の手順とか仕様を見ていただくことでも、情報としては有効かなと。ただ、確かに今まで言っていたとおり、それだけでは不足があるので、今、調整中ではありますけれども、実際調達を行うまでには、システム構成とか、どういうソフトが入ってくるという詳細は見えてきますので、その辺の情報はもちろん開示するつもりで考えております。

ですので、出せるものとしては、現行システムの運用が既存のものとしてはあるのですが、当然、今後予定しているものは情報として開示するというのを考えております。

それから、電子申請の様式云々のところは、総務省さんのやられているe-Govの電子申請の話なので、その運用の操作マニュアルとかは、見ていただかないとどうしようもないところがあるのです。

○大山専門委員 そこはちゃんと書いておいたほうがいいかもしれません。

○小林課長補佐 わかりました。そこは記述させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。はい。

○小尾専門委員 37ページ目、システムの運用の最後のほうに、何かあったときにデータの修正及びプログラム修正等の復旧作業を行うことということと、その次のページで、もし問題があったときに、システム的大幅な改修が必要となるような場合、別途協議するという表現。あと、技術支援を行う人について、いわゆるプログラム開発経験があるみたいなことが書かれているのです。

これをそのまま読むと、別途調達しているシステムに対して、何らかの手を入れるみたいな形のとり方がされるのではないかと思うのですが、そちらは別途保守契約をしているか何かで、いわゆる問題の切り分けをすればいいという表現を明確にしておかないと、何かつくられるのではないかという取り方をされるのではないかと思います、その辺はそれでよろしいのですか。

○小林課長補佐 業務としましては、今、開発しているプログラムにさすがに直接手を入

れるというのは難しいので、言っていたように、プログラム起因なのかハード起因なのかという問題切り分けのところを、こちらのほうとしては期待しています。場合によっては、例えばデータ抽出するためのバッチプログラムとか、データを表示するための簡単なプログラムというのは、全くゼロとは言わないのですけれども修正をお願いする可能性はあります。それはバッチやアクセスや一般的なツールを使ってできる範囲ということで考えていますので、言っていたとおりの業務内容は想定しているところです。

○小尾専門委員 それで、先ほどもちょっとお話があったかもしれませんが、例えば24ページで常駐要員が1名と書いてあって、技術支援体制をとりなさいといったときに、いわゆる技術支援体制をとった技術支援をする人たちが、どのぐらいの作業が発生するのかということがわからないと、見積もりを出すときにどれだけの支援体制の人たちをアサインしておけばいいのかというのが不明確になってくるように思います。例えば、過去、去年とか一昨年で、常駐要員だけで解決できなくて、どのくらい技術支援を要請したか、そちらに支援してもらったかみたいな客観的指標、例えば時間やどのぐらいの人が実際に携わっているかみたいなことを、うまくここの中に入れていただけたほうがいいかなど。

○小林課長補佐 実際のところ、運用支援は、常駐の人間がバックアップメンバーに随時連絡したりしてやっているのです、こちらのほうで正確にいつ電話しましたとか、何時間電話しましたというところまでの提出は求めているので、そこは現行業者にどれぐらいかかったかが出せるかというのを確認させていただいた上で検討したいと思います。

○石堂主査 はい。

○大山専門委員 何となく印象の話で恐縮なのだけれども、次の開発業者がかなりアドバンテージを持つなという感じがするのです。そこに対してできるだけ広げる。最初に、いろいろなところから入札していただけるようにするほうが良いと認識しているという話もあったので、その意味でどういう工夫をしているのか、一度教えていただけるとありがたいなと思います。

今回のここにあるもので新しいシステムに対するものであるとすれば、今、提出いただいている資料は、この前、すなわち現在やっている運用の支援業者の入札のときに使ったものと、これとの違いがどれぐらいあるのかを知りたいですね。というのは、システムが変わるのだから、当然違うはずと私は思うのです。だから、前回、1者応札だということもわかっているわけなので、今回、そこに対して努力して、あるいはわかりにくいところをわかりやすくするとか、いろいろな工夫をなさっていると期待するのですが、前のものを見ていないので、ちょっとわからないのです。そこをもし、こういうところを工夫したのですというのがあれば、ちょっと教えていただけるとありがたい。

次の新しいものに対して、これで適用できるのだということの保障が、古いバージョンと今のバージョンを見たときの違いがあるから、次に対して新しいシステムが大丈夫だと言えるはずなので、その辺の説明をいただけますか。

○小林課長補佐 まず、仕様のほうはあくまでも日々行っていた業務の内容とか項目

になるので、前のシステムから大きく変わるかということ、例えば日々の稼働チェックをしてくださいとか、ウイルスのパターンファイルをチェックしてくださいということは、物は変わるかもしれないけれども、やること自体は同じなので、そこについては大きな違いはないと思います。

ただ、1つは、ちょっと技術的な部分になってしまうのですが、先ほどもありましたように、要素技術の部分で、今のソフトウェアは10年前につくったものなので、10年前にトレンドだった技術が用いられています。具体的に言うと、オブジェクト指向DBとかアプレットでつくっているというのがある。そうすると、前の技術資格のところに、製品名は書かないにしても、オブジェクト指向DBの技術を持っている人というのがありますけれども、今回はリレーショナルデータベースというのを想定していますので、ここで技術者というか、担当できるハードルはかなり下がると私たちは見えています。

あと、情報開示のほうも、これまでのマニュアルとか運用手順書とか、見に来ていただくことをこちらとしても希望すると伝えているのですが、さらに今回、実施要項(案)の最後のページに誓約書を付けておりますが、この誓約書を提出していただくことで、マニュアルとか運用手順書とか、これまで用意していた資料以上に、要望に応じて、例えばシステム設計書が見たいとか、そういうものがあれば見られますということは、説明会とかでも説明しようと思いますけれども、そういう対策をとっています。

あとは、見ていただいた方が技術のところが変わっているとかを見て、自分たちでも対応できる内容だなと思っていただけるかということになるかだと思います。

○日下室長 あとは、資料閲覧の期間を今回、2か月ぐらい設けまして、公示後、直ちに閲覧していただけるようにして、適合証明書を出していただく直前まで見ていただけるようにする形なるべく見ていただいて、優劣がつかないような形にさせていただこうと考えております。

○石堂主査 はい。

○関根専門委員 ありがとうございます。

今のお話をもうちょっと確認したいのですが、今度システムを入れかえるということですが、新しい技術というか現在の技術に変わるということは、今まで10年余りずっと1者がやっていたのは、古い技術なのでそこからずっとやってきている人たちのほうが有利だったからと考えられているのかなと思ったのですが、逆に、専門ではないのでよくわからないのですが、むしろ新しくなるからこそ、今、入るチャンスということはあるのでしょうか。

○小林課長補佐 当時はやっていて、トレンドになりかけていた技術を積極的に採用したので、当時、閉鎖的というか、限定されるようなものになるという想定ではないのですが、結果的に今では古い技術になってしまっている。あと、アプリケーションの開発を更新するという機会もなかなかなかったので、結果的にそういう状況になっていると思います。当初からそうなっているという話ではないのですが、今回変えたところは、

より間口が広がったと考えています。逆に、変わったので、そういうふうにチャンスだと思っただけことを期待しております。

○石堂主査 はい。

○井熊副主査 今、各委員からお話があったように、いろいろな開発とかがある中の一部の業務を今回委託しているので、仕様書の中に書かれていない情報が実はたくさんあって、そういう情報の中で、企業はこれを頑張っ受注したほうが将来的に自分たちが有利なのかどうかということも含めて、判断する情報が十分ではないのかな。その意味では、実施要項そのものの内容以上に、全体のシステムの経産省さんとしてのこれからの運用というか、開発の方針がどういうふうにあって、今どういう位置づけでこれが発注されるのかということが、特定の事業者だけがわかっているのではなくて、いろいろな事業者さんがわかるような環境をきちんとつくってあげることが必要なかなと思います。

○石堂主査 そういう意味では、グランドデザインのようなものを示して、その中でこの業務はこの辺の位置づけですよということが、参加される方みんながわかるようにという趣旨だと思うのです。それは、この要項に書くべきことなのか、それとも入札説明会のときに、そういう資料を別途提出してやるのかということだと思います。いずれにしても、そういう情報提供が必要なのではないかという意見ですね。

○日下室長 ありがとうございます。どこまでそういう全体像が示せるかというのは、なかなか難しいところがあるのですけれども、今、主査がおっしゃっていただいたように、説明会なりで全体の中の位置づけというのは説明させていただこうと思います。ありがとうございました。

○石堂主査 私のほうから、きょうは別に事業仕分けではないので、ちゅうちょするところもあるのですけれども、このシステムが365日24時間やるのだという必要性というのは何なのか。そういう意味では、例えば時間帯別の利用実態とかは把握されているのか。私など素人の考えでは、人が普通起きている時間に使われて、それ以外、深夜帯はほとんどないのではないかという気がします。そこが1つ気になるのと。

それから、テスト系の必要性というのは何なのだろうと、素人なりに思うのです。そのときに、今日の要項の中にもバックアップという言葉も出てきます。そうすると、このシステムというのは、テスト系で最初から実質二重系で準備してあるシステムと考えるのかなと。そうすると、6/68のところにある目指すべき質の本番系の稼働率が99.9というのは、そんなに高めなくてもいいのではないか。いざとなれば出動できるものを常時横に用意してあると考えれば、もっと稼働率が低くても、いざこれがダウンしたらテスト系でやり変えればいいのですということにならないのかなという、365日24時間の必要性とも関連するのですけれども、この2点をちょっとお伺いしたいなと思います。

○小林課長補佐 まず、365日24時間のほうですけれども、e-Govの受け付けは365日24時間、いつでも申請ができる。現行システムも24時間受け付け、一定間隔でデータをとりに行きます。審査をやる時間によりますので、日中時間帯が多いのは当然なのですけれども、夜

間に及ぶ場合もないとは言えませんので、申請された情報は24時間受け付けられているので、それを都度、こちらのほうに取り込む必要があるのも、そこは自動でも動いていなきゃいけないという必要性があります。そこは、申請の方のメリットでもあるので、休日とか24時間、いつでも受け付けられるというのが電子申請のメリットの一つであると考えますので、そこは担保すべきところであると考えております。

それから、稼働率の99.9というところは、先ほどありますように、待機系とテスト系を兼ねた役割として設ける。待機系は常に遊んでいるのではなくて、例えば何か検証が必要などときとか研修時とか、省内のほうに自由に使える環境ということで、テストデータを登録してみたり、操作をそこで修得したりするために常時は使っておく。いざ本番がどうしてもダウンしてしまったときには、このテスト系のほうの機器で本番系の機械を動かす。本番系は、この両方どちらかで動いている状態で考えているので、その状態であれば99.9%ということで考えているということです。

○石堂主査 もう一つ、もっと初歩的な質問になるのですが、このシステムを使う人間というのは、一般国民も使うと考えていいのですか。

○小林課長補佐 このシステムそのものを操作するのは職員になります。窓口としてe-Govがあって、e-Govを一般国民の方が使って、そこにどんどん申請が登録されます。その登録された申請データももらってきて審査をして、状況とか結果を返してあげるのがこちらのシステムなので、操作自体は職員になります。

○石堂主査 わかりました。

あと、各委員、よろしいですか。

それでは、意見交換を終わらしまして、時間ということで、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か特に発言ございますか。

○事務局 幾つか指摘事項が出たと思いますので、この後は事務局と打ち合わせをいたしまして修正内容を検討いたしまして、その内容について委員の先生方にメールベースで承認をお願いしたいと思います。承認が得られた後に、パブリックコメント、意見招請の手続に進みたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、本日の審議を踏まえまして、本実施要項についての必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うようお願いしたいと思います。

経済産業省さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いしたいと思います。また、各委員の先生方におきましても、本日質問できなかった事項等ございましたら、事務局のほうにお寄せいただきまして対処していきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省退室、国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、引き続きまして国土交通省さんの「空港有害鳥類防除業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、国土交通省航空局交通管制部運用課、辻課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

○辻課長 航空局運用課の辻でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は、空港有害鳥類防除業務についてということで御説明させていただきます。まず最初に、前半、業務内容を簡単に私のほうから御説明いたしまして、今回のいわゆる実施要項、詳細なところを隣におります三好専門官から御説明させていただきたいと考えております。声の大きさはこのくらいで大丈夫でしょうか。

○石堂主査 はい。

○辻課長 では、改めまして、空港有害鳥類防除業務の内容を資料B-3に基づいて御説明したいと思います。

表紙をめくっていただきまして、2ページでございます。空港の有害鳥類防除業務は、空港と書いておりますけれども、空港に離着陸する飛行機と鳥がぶつかるのを防ぐということで、空港の中、それから空港の周辺で飛行機と鳥がぶつかることを未然に防止する業務でございます。このために、専従の要員を空港に常駐させております。年間を通じて、1日のうちに何度か定期的に車両により空港内を巡回して、銃器、いわゆる鉄砲といったものを使用した威嚇作業。それから、空港内を観察することによって、鳥がどこにいて、どう動いていくのかといった動静把握を行うものであります。

この業務、実は昭和57年に東京国際空港、羽田に導入したのが最初でございます。平成25年現在、本年現在ですけれども、全国17の国管理空港で導入されております。今回、市場化テストで議題になっております仙台空港は、平成4年から導入になっております。それから、国管理空港以外でございますけれども、株式会社が運営する空港、現在4空港ありますけれども、こちらでも同様の方式が採用されています。4空港、成田、中部、関西、昨年から大阪伊丹空港です。

飛行機と鳥の衝突というものは、幸いなことに国内ではまだ人がけがをする、人の死亡を伴う事故は発生していないところですが、海外においては、最近では2012年、ネパールで鳥衝突が原因とされる飛行機の墜落事故があり、19名が死亡したという事故が発生しております。記憶に残っているものとしては、2009年、アメリカで発生したハドソン川の奇跡。これは鳥がエンジンをとめてしまって、ハドソン川に不時着水し、結果としてけが人もいなかった。そのせいで奇跡と呼ばれているのですけれども、こういった事例がありまして、世間において航空機への鳥衝突の危険性について注目されております。

我が国では、2012年、昨年ですけれども、約1,700件の鳥衝突が発生しております。そのうち48件は、飛行機のエンジンなどの損害を伴うものでございました。ちなみに、仙台空港は2012年の衝突件数は21件となっております。

今回の本題であります空港における鳥衝突防止対策ですけれども、大ざっぱに申し上げ

て2つございます。まずは、空港、それから空港の近くに鳥を寄せつけないための環境整備の対策。もう一つが今回の本題であります、空港に近寄ってきた鳥を追い払う防除業務の2つに大ざっぱに分けることができます。防除業務のうち、今回の作業でありますバードパトロール方式が最も効果が高い防除方式とされております。実際に過去5年分の鳥衝突を比較しますと、バードパトロール実施空港は、実施していない空港の約半分でございます。左下のグラフがそれでございます。

また、鳥というのはかなり頭がよくて学習効果がございますので、人が何かを追い払うという行動をすることを記憶いたします。追い払われる以上、何か危ないのではないかとといった学習効果もあるようで、この防除業務を繰り返していくことによって、より効果が高まるということでございます。

1ページめくっていただきまして、3ページでございますけれども、平成25年度現在、全国国管理空港のうち17空港で防除業務をやっているのですけれども、こちらを7ブロックに分割して契約を実施しております。ブロックにつきましては、競争参加者の資格に関する公示に定める競争参加地域ごとに分割しております。九州・沖縄は空港数が多いため、さらに北部九州、南九州及び沖縄という形で分割しております。平成26年度からの市場化テストということになりますけれども、まずは東北ブロックの仙台空港を対象として実施し、仙台空港での実績を踏まえ、他の空港へ拡大を検討する予定と考えております。

ここまでが防除業務の大まかな説明でございます。

では、以下、三好専門官、お願いします。

○三好専門官 続きまして、私のほうから仙台空港有害鳥類防除業務における民間競争入札実施要項の説明をさせていただきます。ちょっと量が多いので、かいつまんで説明いたします。

ページをめくっていただきまして、1ページ目からです。

○辻課長 資料B-2です。

○三好専門官 失礼しました。資料B-2です。

まず、1.1.1に業務の概要を記載させていただいております。

1.1.2に用語の定義を書いております。

1.1.3に防除業務の内容を詳しく書いております。

防除業務の種類といたしまして、①鳥類の威嚇及び捕獲というのがございます。ここで使う機器につきましては、2ページ目の上の表に掲載しております。使います機器としては、銃器、あるいは煙火と言うのですけれども、打ち上げ花火のようなものを使っております。また、ディストレス音源といいまして、鳥が危険を察知したときに発する鳴き声を録音したテープを使って、それをスピーカーから流して鳥を追い払うということを行っております。

②観察による鳥の動静把握といたしまして、防除業務をやる中で、どういったところから鳥が来るのかとか鳥の種類を記録いたしまして、これを取りまとめまして、防除業務と



はちょっと別に環境対策というのがあるのですが、鳥のねぐらとか餌場を除去しようというものがございます。そちらのほうに役立てようというものでございます。

3番目に、落鳥の收拾というものがございます。空港内に鳥の死骸等があると、それを餌にする肉食の鳥類が寄りつきますので、こういったものは回収いたしまして、そのときに鳥類の種別等も調査いたします。

(2)に防除業務の実施方法を記載してございます。

まず、定期巡回ですけれども、これは仙台の場合、1日に四、五回、巡回経路を車両で巡回いたしまして鳥を追い払う。これを毎日繰り返し行って、鳥が場内、空港が危険な場所であるということを学習させるというものでございます。

3ページ目の②に臨時出動というものを記載してございます。これは、例えばパイロットとか管制官が、滑走路の近くに鳥がいて、ちょっと危険であるというときに、その鳥を追い払ってくれという要請を行いまして、それを受けて、受託する民間事業者が臨時に出動いたしまして鳥を防除するというものでございます。

(3)は飛ばしまして、1.1.4に防除業務の実施体制を記載しております。

①に業務時間及び業務体制がございまして、表で現在の仙台の例を標準例として記載してございます。期間は、通常期間と鳥衝突多発期間に分けております。通常期間におきましては、午前8時から15時までを2名体制、15時から17時までを1名体制にしております。鳥衝突多発期間については、これは7月から10月までを設定しておりますけれども、8時から16時までを2名体制、16時から20時までを1名体制としております。この2名体制と1名体制の違いは何かといいますと、空港内で銃器を使うのは非常に危険ですので、安全を確保するために銃器を使う場合には2名で行うといった体制をとっております。

続きまして、4ページ目、③で作業員に求められる専門能力と資格を記載してございます。

(ア)求められる専門能力といたしまして、防除業務を行うために必要となる専門能力ですけれども、まず鳥類の生態とか銃器等防除機器の取扱、また航空機の運航及び飛行場の運用並びに関係法令等といったものに精通した作業員により行うものとしております。

この専門能力の研修についてなのですけれども、20ページに飛びます。こちらのほうに専門能力の研修内容を記載してございます。項目といたしましては、先ほど申し上げたようなことが(1)の表に記載しておりますけれども、これだけだと具体的時間数とかはちょっとわかりにくいということで、このページの裏のところになりますけれども、研修カリキュラムと期間を標準例という形で記載してございます。

戻っていただきまして、20ページの2で専門能力の証明を記載してございます。民間事業者は、この研修を行った後に履歴証明書を作成していただいて、これを確認することで専門能力がありますねといった確認を行います。また、必要に応じましてヒアリングを行いまして、その専門能力がちゃんとありますねといった確認を行います。

4ページ目に戻ります。④作業員の心身の健康状態の把握でございます。通常、労働安

全衛生法に基づいて作業員の健康管理をしなければいけないところですが、特に銃器を使うということで、日常から作業員の心身の健康状態を把握する措置を講じることと記載してございます。

ちょっと飛びまして、5 ページ目の1.1.5に注意事項を記載してございますけれども、この中の（5）に立入申請というものがございまして、飛行場の制限区域と呼んでいるのですが、人や車両の立ち入りを制限している区域でございまして、これにつきましては、各空港で定めております制限区域の安全管理規程というものがあつたのですが、これに従って、6 ページの上に表を掲載しておりますけれども、制限区域の立入承認とか車両の運転許可、また制限区域内で車両を使うことについての承認といったものを取得していただきます。

次に、6 ページの1.2 サービスの質の設定について説明いたします。

1.2.1 防除業務の質といたしまして、まず基本的な方針といたしましては、航空機と鳥の衝突を防止して、航空機の運航の安全を確保することを記載しております。

内容は3種類ありまして、まず航空機と鳥類の衝突を防止することといたしまして、水準は鳥の衝突率、これは離着陸1万回当たり何件発生したのかということでございまして、これが15.9件を超えないことを目標値として記載してございます。

2つ目の内容といたしまして、航空機への鳥衝突に起因する人の死傷を発生させないことといたしまして、水準といたしましては0件を目標値として記載してございます。

3つ目は、防除業務の不備に起因した事態を発生させないことですが、1.1.4に書いてありますけれども、具体的には人の死傷とか物件の損壊、あるいは火災といった、航空機の運航に影響を与えるような事態の発生を0件にすることを目標値として記載してございます。

次に、1.2.2 業務において確保すべき水準といたしましては、定期巡回と臨時出動を確実に実施することを水準といたしてございます。

続いて、7 ページ、1.2.3 創意工夫の発揮可能性でございまして、防除業務の実施とか、実施の全般に対する改善提案とか、実施方法に対する改善提案、あるいは研修訓練体制に対する改善提案というものを提案することとしてございます。

次に、1.2.4 請負費の支払い方法でございまして、先ほど申し上げました確保すべき水準が満たされているか、確認した上で請負費は支払うものとしてございます。

次に、1.2.5 費用負担等に関する留意事項ですが、（6）に貸与資料がございまして、防除業務の実施に先立って関係資料を貸与できるものとしてございます。

次に、8 ページ、実施期間に関する事項といたしましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間を実施期間として記載してございます。

続いて、3. 入札参加資格に関する事項でございまして、ちょっと飛ばします。3.7 防除業務の実施体制といたしまして、作業員等の体制。これは、具体的な作業員の配置計画を有していること。また、資格等の取得状況等を示すこととしております。また、

資格は未取得でも構いませんけれども、そのときは取得予定を示すことと記載してごさいます。

2つ目は、作業員等の心身の健康管理で、3つ目が研修・訓練の体制を記載してごさいます。

次に、3.8で、定期便の就航する空港等の制限区域内において、役務の提供等に関する業務の経験を有していることを参加資格の一つとしてごさいます。

続いて、1枚めくっていただいて、9ページの3.9、入札参加につきまして、グループでの入札を可能としてごさいます。

4はちょっと飛ばしまして、10ページの5、実施者を決定するための評価基準で、総合評価方式を使用するものと記載してごさいます。また、この総合評価に当たります審査項目といたしましては、24ページに評価表を入れておりますけれども、この評価表に従って評価を行うとしてごさいます。

ちょっと飛ばしますけれども、12ページの8. に、防除業務実施計画の作成と提出というものを記載してごさいます。

あとは、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）につきまして、委員の方、御質問、御意見があればお願いします。はい。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。この業務は、空港の中、それから鉄砲を使えるということで、経験的にも難しい条件を2つ掛け合わせると、入札参加者が極端に少なくなる。この条件をどういうふうクリアするか、大変問題だと思うのですが、私は、本当は空港側がきちんと指導すれば、資格条件の8番目の空港内での業務の実績というのとはなくてもいいのではないかと、まず思うのですが、仮にそれをどうしても譲れないといった場合でも、グループの条件の中で、代表企業は3.1から3.8の全ての要件を満たすこととなってしまうと、これは実質グループの意味をなさない条件になってしまう。

そのところは、代表企業であろうとなかろうと、グループの誰かが満たしていればいいとしないと、競争性を上げることができないと思います。

それから、幾つかあるのですが、6ページの目標で、自然を相手にする仕事で、こういう具体的な数値を挙げるのがどのぐらい合理性があるのかということと。こういうものが入札をしようと思う人に対して、非常に困難さを感じさせる原因にならないかということがあります。

それから、20ページの専門性の証明のところ、2の（1）、履修証明書を作成し、専門能力の証明を行うことというのは、そもそも文章的に正しくないのではないかと。履修証明書を作成し、履修したことを証明することが正しい表現だと思うのです。履修して専門性があるということを証明するというのは、また別な話なので、私は履修したことを証明するで、いいのではないかと。

あと、事業者は何でもかんでも全部任せるというのではなくて、例えば監督職員は必要に応じてヒアリングにより専門能力の確認を実施すると。要するに、専門能力については、監督職員も関与しているのだということを言っているわけです。であるとすれば、足りないところに関しては指導を行うという協力姿勢を示すべきではないかと思います。

あと、24ページの評価表の中で専門性のところで、鳥類または野生生物の生態に関する調査を行った実績があるかと書いてあるのですが、これは調査を行っていなくても専門知識があればいいのではないかと思うのです。何らかの形で、こういうことについてある程度の知識を持っていることを説明できればいいのであって、調査を行ったかどうかということまで求める必要はないのではないかと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○三好専門官 まず、1点目のグループでの入札についてですけれども、3.9.2に記載してございます。代表企業は基本的に企画立案を担当するところと、またその代表企業に制限区域内での実績を求めているところがあるのですけれども、そこが中心となって、ほかの企業に対して、制限区域内の作業に対するノウハウを指導していくことを考えまして、このような書きぶりにしてございます。

○井熊副主査 もしそうであれば、代表企業は3.8の要件を満たせばいいのですね。ですから、銃とかの資格というのは3.7の①とかで読めるのかなと思うのですけれども、代表企業が空港の制限区域内の中の仕事に関して経験を持っていて、あそこに行ってはいけないと監督ができればいいのであって、例えば銃に関する資格はほかの企業が持っていればいい。だとすると、ここには3.1から3.8まで全ての要件を満たすと書いてあるので、これだと結局グループにする意味がない。今、おっしゃった話であれば、ここの記述は趣旨と違うのではないかと思います。

○三好専門官 ここのところにつきましては、記述のほうを検討して修正したいと思います。

○石堂主査 口を挟むようだけれども、今の記述を変更というのは、緩めるほうに変更したいという理解でいいのですか。

○三好専門官 そのとおりでございます。

○石堂主査 そのほかの点。

○三好専門官 幾つかありましたので、抜けていたら失礼いたします。

6ページのサービスの質の設定で、水準を与えるところは合理性がどうなのかというお話でございます。水準の15.9件のことをおっしゃったと理解しておりますが、この値が、空港有害鳥類防除業務を導入していない空港、先ほどの資料のB-3の1ページ目のグラフでございます。バードパトロールを未実施の空港の平均衝突率が15.9件でございます。したがって、バードパトロールを実施している空港といたしましては、この数字を下回ることが通常可能であると考えておりますので、特に過大な値となるとは考えてござい

ません。

○井熊副主査 自然相手ですから、今年は鳥が多いなということは起こり得ると思うのです。ですので、「昨年実績を超えない」でも何でもいいのですけれども、だったら除外条項をちゃんと書いて、0件もそうだと思うのですけれども、あくまでも達成の目標とする数字で、例えば自然環境の変化等によって、必ずしもこれによって罰則を適用するとか、そういうことじゃないとか、これが物すごく強制的な条件ではないと。あくまでも共同の目標としてやるものだという趣旨のことを書いてあげないと、ちょっと怖いと思います。

○三好専門官 そこは私どもも懸念しているところでございまして、17ページの10のサービスの質の評価に関する事項の10.2の調査の方法といたしまして、下から3行目になりますけれども、調査に際しましては、過大な周辺環境の変化、例えば近くに鳥の餌場になるような施設ができたといったこととございまして、こういったものが影響して数値目標を下回ってしまったのではないかとということも勘案して評価していきたいと考えてございまして。

○石堂主査 あと、20ページの専門能力の証明についてはいかがですか。

○三好専門官 20ページの専門能力の証明でございましてけれども、基本的には専門能力をちゃんと付与しているかということ、民間事業者の方の責任において確認すべきことだと考えてございましてけれども、その部分の確認については、必要に応じてヒアリングするというので、国の職員もちゃんと専門能力があることを確認していこうと考えてございまして。必ずしも文書だけでチェックするだけではございせん。

○井熊副主査 (1)は「履修証明書を作成すること」だけでいいのではないかと思います。

○石堂主査 「研修成果の確認結果を記載した履修証明書を作成し」となっているわけですが、民間事業者は研修成果を確認した上で履修証明書を発行する」ということで十分なのではないかという趣旨だと思います。

○沖津調整官 今のお答えをいたします。

ただいまの御指摘についてですが、研修を受講しただけでは、作業員の質がはっきりわからないところがありますので、研修をきっちりやった上でレポート等を提出してもらって、事業者のほうがこの作業員はきっちり理解しているところを、レポートの提出等で確認して履修証明書を作成すると考えております。

○井熊副主査 そのことは、「実施日時等及び研修成果の確認結果を記載した」と書いてあるので、それで十分満たされているのではないかと。それによって専門能力がつくのであると。その結果を証明しろというのは、ちょっと書き過ぎではないかと思えます。

○石堂主査 ここは、恐らく最終的に必要な能力を持った作業員になっていきますかという最終確認を国がすべきだという意識を我々は持つのです。業者任せではいけない。そのときに、補完的にヒアリングもやりますから、じゃなくて。国が定めたとおりやれば能力がつくはずだという前提で、この事業者に任せているという書き方になっているのかもしれないけれども、そこがちょっと読み取れない。

ですから、国が厳格に要件を定め、このとおり研修してください。そこで国が関与しているのだということがきちんとしていけば、それを執行するのは民間事業者でもいいような感じがするのです。民間事業者の責任において能力があることを証明しなさいというところまでいくと、本来、そういう能力を持っていることの証明というのは国だけができることなのじゃないかと、私もこの資料を読んだときに思ったのです。ですから、ポイントは、こういう能力を持っていることの証明の責任を、最後は国が持つのだということが表現されているべきではないかと思うのです。

○辻課長 委員のおっしゃることも重々よくわかります。確かに2行目で「研修成果を確認した上で」と既にご書いておりますから、我々の頭としては、研修をやりましたという報告書だけでは困るので、研修をやって、テストとは言わないにしても、レポートをつくってもらって、研修実施者として能力があることを確認してくださいというつもりで書いたのでありますけれども、確かに「研修成果を確認した上で」と書いている以上、それに上乗せする形で証明しなさいというの、少し過大かなという感じはいたします。

我々の趣旨は、とにかく研修をやりましたという実施報告だけではなくて、この人は確かに身につけていると判断しますと。そこまでは会社のほうでやっていただきたいという趣旨ですので、そこが読み取れるような表現ぶりをちょっと工夫してみたいと考えております。確かに証明と言うと、過大かもしれないですね。

○石堂主査 あと、24ページの評価表の表現はいかがですか。調査の実績まで求めるか。

○三好専門官 基本的に専門性を有しているということは、こういった調査を行ったことがあるのかなと考えております。鳥類の調査をしないと、こういった専門性はつかないのかなというところです。

○井熊副主査 こういう銃を持っている業者さんは、私も余りつき合ったことがないので、よくわからないのですけれども、そういう銃を持たれて作業をされている方と、いわゆる調査をやるということと、同じ業者さんで両立するのかなと。であれば、それなりに知識があって、銃を取り扱えればということが何らかの形で説明できればいいのではないかと。調査というと、どうしても調査業務的なことを請け負ってやったことがあるみたいな形で読めてしまうので、そういうふうになると、これは私、そういう業界を知らないのだからわかりませんが、何となくイメージとしては、銃を持たれて何らかの業務をやられている会社さんのやっている業態と、ちょっと違うかなという感じがいたします。

○三好専門官 グループ企業で入札できる場所ですので、必ずしも銃をやっている会社が鳥類の専門性を持っていなくても、ほかの鳥類の調査を行った実績がある会社が一緒に組むと、加算点として上乗せできるのかなと思います。

○石堂主査 ですから、その意味では、今回、グループ参加の形をとることができたということで、参加できる業者の範囲を広げたのだと思うのです。別に、銃を持っているところが調査能力もあるであろうということを予想して言っているのではないのだという理解でいいのかなと思います。

それで、私もこの資料を見せていただいたときに、国交省さんとして世の中にどういう業者がいるのかということ調べた上で書かれているのか、単純な期待で書かれているかが、ちょっと疑問に感じたのです。実際に、今、委員がおっしゃったように、銃を持っていて調査能力もある業者など、私はいないのだろうと思うのです。そうすると、それはグループ参加を可能にしたことで、銃だけの能力を持っている人と調査能力を持っている人がそれぞれ2者参加してくれれば、それをグループにしてやればいよいよ考えたのですという理解でよろしいのですか。

○辻課長 グループ参加の要件ということで、こういう書きぶりしております。

○石堂主査 どうぞ。

○関根専門委員 関連して。今の話を聞いていまして、グループで参加するということは、例えばこちらの2人で参加するという形になるとしたら、銃を持っている人と調査をする人がお互いに知っていて連携して参加しなければならないということになるかと思いますが、現実にはこういう業界でそういうことはあるのかなというのが疑問に思っています。それとは別に、銃を持っている人、調査をする人、それぞれが参加して、それをグループにして使うというのであれば、結構幅は広がるのではないかとも思っています。

そのあたりがちょっとぴんとこなくて、先ほどもお話がありましたけれども、そもそもこういうものを募集して、今の条件にしたら、応札可能などがどの程度あるイメージをされているのかというのが、ちょっとわからないのですが。

○沖津調整官 今まで1者応札になっておりますので、実際に銃を扱うことができる事業者、それから鳥の専門性を兼ね備えているようなところは、なかなかいないのかなと。ただ、そういう中でも参入を促進するためには、兼ね備えていなければならないとなると、本当に難しくなってしまうので、グループという考え方にいたしております。

それと、先ほどの専門性のところで、鳥類の生態に関する調査の件でございますが、ここにつきましては、入札に参加してくるための事業者の要件ということではなくて、加点という形で、評価してあげるところは評価してあげましょうということで、個人で能力を持っているというか、会社として鳥類の生態といったものの調査をした能力があるというところを、我々は評価したいなということでございます。

○石堂主査 関根委員の論点というのは、そういう構想で行きたいと言ったときに、言ってみればゼネコンのジョイントベンチャーと違って、そういうグループを誰が主体になって形成すると国交省さんは考えておられるのですかということだと思っております。これを出すと、どこかで突然相談が始まって、そういう企業グループが生まれるだろうという期待はまずできない。そうすると、どこかが実は自分はこのことに参加したいのだということ声をかけて、企業であれ、個人であれ、そのグループを形成する役割を誰に期待しているのですかということだと思っております。それがないと、ほとんど書いただけになってしまうと思うのです。

もう一点、もう既に出た質問のような感じもしますけれども、制限区域内でやっている

という業者に、固執という言葉はちょっと失礼かもしれないけれども、国交省さんはこだわわるわけですね。ただ、今回、グループ制を認めたということは、従来の考えでいくと制限区域内に何も関係ない人がどんどん入ってくるという余地をあけてしまったわけです。そうすると、国交省さんが言う制限区域内で役務契約をしている業者の特殊性というのは何なのですか。それは、空港内の法令等にそれなりに精通しているのですということだとすれば、今回、グループ制をとった瞬間に、そうでない人がどやどや入ってくるのは認めるのですねということになると、どうもそこは矛盾しているような気がするのです。

2つ質問として整理すると、1つは、グループ制を入れたのはいいけれども、グループを形成していく役割というのは誰に期待するのですかということと、グループ制を認めた以上、制限区域内での役務契約という要件は、もうおろしたと一緒なのではないですかという、その2点です。

○辻課長 2つ目から申し上げますと、実際に、まさにグループでどこかで過去に制限区域内での事業をやった経験、この経験は管理会社といいますか、筆頭会社が持っていればよいとしたわけでございます。では、管理会社は企画だけで、土工事か何かをやった経験がありますということかもしれません。鉄砲を取り扱う専門家はほかのグループです。鳥の専門家はほかのグループです。我々はそれでもいいですと言ったわけですが、当然ながら、鳥類除去業務をする人については、制限区域の中で確実に動ける研修を行ってくださいということを要件としております。

ですから、会社としての制限区域での業務経験にこだわるわけではない。全体としてのですね。代表企業に経験があれば、ほかはその企業を中心とした制限区域の中での規則類の研修・教育といったものが期待できると判断したわけです。グループに参加しているから、全然知らない人が空港の中に入ってくるという書きぶりには、我々もしていないと考えています。

○石堂主査 でも、實際上、このグループ制をやればそういうことになってしまうのではないですか。

○辻課長 そうならないように考えていくつもりですけれども、確かに制限区域の中に入ってもいいですよと、資格のある人が入ってくれる。これは、過去に空港の中での仕事をやった経験ではなくて、教育・研修を受けた上で制限区域を理解していただいた人を確実に派遣しますという形でございます。

○石堂主査 今回、仙台の件なので、仙台空港の場合、まさしく今、私が言った要件になっている制限区域内で役務契約をしている業者というのは、契約数としてはたくさんあるのかもしれませんが、会社の数としては、A社、B社という捉え方だと何社ぐらいあるのですか。

○三好専門官 平成24年の数値になりますけれども、全国で約300社ある。

○石堂主査 いや、仙台空港だけ。

○三好専門官 仙台空港だけだと、ちょっと数値のほうは出ておりません。



○石堂主査 こちらの資料でだんだん要件を緩和してきたのだという歴史が出ているわけですが、実際上、どのぐらい広がったことになっているのか、ちょっと疑問を感じたのです。消防業務と警務業務を加えたとか。もしかしたら、全部それは保安協会がやっている話で、幾ら広げたと言っても、結局1者じゃないのという感じを受けたものですから。それで、今、聞いたように、仙台では現実にはマックス広げたと言っている制限区域内の役務を請け負っている業者というのは、実質何社あるのですかというのがちょっと気になります。

それで、グループだと言ったって、もし現実には1者だったら、ほとんどその1者を中核にして物をやる以外にないのだし、その1者は恐らく全部の能力を持っているはずだから、そこが一番強くなるのは当たり前で、形式的に競争入札をやるというだけで、ほとんど意味がないのではないかと思います。ちょっと言い方は悪いかもしれませんがね。それで、仙台の場合には要件を広げたことになっている役務をやっている業者というのは、会社数として何社あるのかが、今回の場合はポイントになるのではないかと思います。

○三好専門官 入札参加資格ですが、全国をブロックに分けているのですけれども、仙台エリアのブロック内の業者だけが参加できるという制限はなく、日本全国、どこの業者でも参加できるようにしてございます。

○石堂主査 でも、突然鹿児島県の業者が仙台に来るとは思えないですね。だから、現実には今やろうとしているのは、仙台空港での業務をどういうふうにするか。別に地元優先にしないか、地元出身になるだろうと思う。そこは、さっき関根委員おっしゃったように、要は誰がそういうグループを形成すると考えているのですかということだと思います。全国放送で業者を募集するはずないのですよ。

○辻課長 確かに仙台エリアでという限定をつけた場合の業者数というのは、現在持ち合わせていないのであれなのですけれども、実際、仙台空港の制限エリア内での役務業務、ほかにもございまして、昨年、私、こちらにお邪魔しましたけれども、航空灯火関係の業務とか、また別のところでは、空港土木監督関係、草刈りをやるとか。あとは、一般の警備業務。あとは、年間を通じての契約ではないにしても、ワンポイントでの空港の中での工事業業者といったものはいろいろと入ってございまして、仙台エリア、空港の中に入って鳥類除去の多分中核になりそうなのが2者だけであるということにはならないかなと考えております。

実際、仙台については、一時期の競争入札で担当者が交代したという実績もありますので、複数期待しているところでもあります。具体的には、またちょっとまとめてみたいと思います。

○関根専門委員 私の趣旨は、入札するところを広げるために、グループというアイデアを考えるというのはすごく大切なことだと思います。かなり限られた業務のため、たくさんというのはなかなか難しいと思うので、それはよろしいと思うのです。けれども、現実はどうなのかという点も含めて、先ほどおっしゃっていたようなことを、少し表現の工夫

とか何らかの手当てによって、そのアイデアがもうちょっと実効のあるものになるのではないかと思ったので、そのあたりは少し工夫ができたらと思っております。

○石堂主査 今、委員がおっしゃったような工夫というのは、ぼんと出てくるものでもないような気もするのですね。真面目に考えればという言い方はちょっとあれですけども、本当に実効性のあるもの、効果があるものであり、なおかつ実行できるものと考えたときに、国交省さんとしてどのぐらいの検討期間でそういうものが考え出せそうかと考えられますかね。

○沖津調整官 我々も初めて市場化テストに入るということで、内閣府さんのほうともいろいろお話し合いをしながら、今おっしゃられた工夫の部分を要項のほうに落とし込んできたつもりでございます。それで、今、委員おっしゃられたとおり、なかなか特殊性のある業務ですので、これ以上の工夫というのは現時点でこういうものがあるのだというところは、ちょっと持ち合わせてございません。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 工夫のところ、例えば情報開示をもう少し充実させることによって、この業務に参加可能かどうかを判断できる要素、改善できる余地はあるのかなと思っております。例えば資料の2ページですと、ディストレス音源媒体7鳥種×2式という記載なのですけれども、これを標準とするという7鳥種というのは具体的に何を想定されているのかというのを例えば書いていただくとか。

あと、実包・空包が年間何発という、かなり端数で書かれていますので、標準とするという意味では、実績からとられているのではないかと思うのですけれども、この辺もどれぐらい業務量があるのかということが、25ページ、26ページの実績にもう少し書けると、コストの面でどれぐらい人件費以外の経費がかかるものなのか、判断が少しつきやすくなる工夫ができるのではないかという気がいたします。

25ページで、従来の実績が委託費になっているのですが、これは請負でなく委託だとするならば、実費で精算しているはずですので、費目、人件費がどれぐらいで、諸経費がどれぐらいということももう少し開示できるのかな、工夫の余地があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○辻課長 先ほどから工夫ということで、いろいろ御指摘を受けてございます。実際、今回我々が立てつけた工夫の中で、仙台空港周辺にどれぐらいの参加可能性がある会社があるのか。そこはちょっと分析したいと思っております。

それから、関根委員、言われたように、どこが中心になって声をかけると、そういったグループができ上がるのか。我々も期待できる場所はどこなのだろうと、つかんでいなかったのは申しわけないのですけれども、そこをつかみつつ、4者なり5者なりぐらいの規模にはなるのかな、そこをちょっとつかんだ上で、表現ぶりに反映させるのかどうか、考えさせていただきたいと思います。

あと、ただいま宮崎専門委員からいただきましたけれども、実績におけるコスト。確か

に実績値を普通書いているということですので、それでこれを標準とするということで、これを上回っても下回っても、その会社の能力次第ということにはなるのですけれども、そこは読み取りにくいとすれば、読み取りやすくするのかなという気はちょっとしております。

○石堂主査 もう意見も出尽くしたような感じもあるのですけれども、結局全体的に考えますと、東北は応用生物という会社が実際にとったという実績があって、少なくともそういうことを全体的にやれる会社が1社は民間に存在しているのだなど。もう一つ、航空保安協会も、今回は人員の手当て等もやって参加してくれるものと考え、1者応札にはならないのかなという感じはします。

ただ、今回皆さんのほうでいろいろと考えたあげく、グループ参加という手法を導入したことの意義は非常に高いはずなので、それが實際上、効果を発揮するか、実行段階で意味があるものになるかについて、国交省さんのほうがこういう手立てを講ずれば、その業者のグループが形成されると思うのだというものを示していただかないと、結局マックス2者しか集まらないことになるのではないかと。逆に言うと、グループ参加という手法を掲げたにもかかわらず、それは機能しなかったという結果になりそうな気もするので、そここのところをもう一回詰めていただくことでいかがでしょうか。

それで、絵空事を言ってもしょうがないので、仙台地区中心に、あるいは全国に情報を持って、そういうことに興味を持っている人、グループ形成しようと思っている会社はあるのだということであれば、今回、これで行ってみようかと。ただ、いろいろ調べても、どうも具体的なものは無いということであれば、2者応札覚悟でいくかどうかをそのときもう一回判断するということができれば、

そんなことでよろしければ、時間もございまして、これで終了ということにいたしまして、今のところの情報を確認いただいて、これはどうしますか。再審議というよりも、状況を国交省の中で検討した上で、報告のような形でこの場にもう一回来ていただく感じになりますか。

○事務局 この場というと、審議の場として。

○石堂主査 そこまでは必要ないという感じですか。見込みがあるかないか。もし見込みが余り立たないということであれば、基本的にこのスキームでいくかどうかを、どこの場で判断するか。

○事務局 そうなった場合は、小委員会の場でという形になると思います。

○石堂主査 そういう意味では、検討いただいて報告という形で、もう一回この場に来ていただいて、その御説明を聞いた上で、いましたということになるか、それともマックス2者かもしれないけれども、この方式を進めてみるかというのを、この小委員会で決断すると。

○事務局 かしこまりました。

○石堂主査 よろしいですか。

○辻課長 具体的に成果がわかるように、調査をもう一回かけてみまして、改めて御報告に上がる形をとりたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、再度御報告をいただくという整理でやらせていただきたいと思います。

その他、いろいろな論点もございましたので、国土交通省さんにおかれましては、本日の審議結果を踏まえて、本実施要項に必要な修正等を行いつつ、再度の御報告の準備をお願いしたいと思います。

また、委員の各先生におかれましても、本日質問できなかったこと等につきまして、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。